

東京電力旧役員に対する刑事裁判の判決を受けて

2019年9月19日、東京地方裁判所刑事4部（永渕健一裁判長）は、東京電力の旧役員であった勝俣恒久（元会長）、武黒一郎（元副社長）、武藤栄（元副社長）の3氏に対する業務上過失致死傷罪が問われた裁判で、3氏を無罪とする判決を出しました。

判決は、2002年に文部科学省地震調査研究推進本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（「長期評価」）について、「原発の安全を考える上で取り入れるべき知見とは言えなかった」と指摘し、「信頼性に合理的疑いがある」と判断しました。

この認定は、これまでの民事裁判において定着してきた「長期評価」の信頼性及び予見可能性を判断するうえでの位置づけとは異なるものであり、民事裁判と刑事裁判の差異をふまえたとしても、不当な評価だと言わざるを得ません。

また、判決は、3氏が事故を回避するための対策を取り得たかという点については、巨大津波の可能性に関する情報に接して以降、対策を講じたとしても「事故発生前にすべての措置を完了できたのかは証拠上明らかではない」と指摘。「事故を回避するためには原発の運転を止めるしかなかった」としたうえで、運転停止をすればライフラインや地域社会に一定の影響を与えることから、「停止の負担、難しさも考慮すべきだ」とし、「事故の結果の重大性を強調するあまり、自然現象で想定し得るあらゆる可能性を考慮した対策を義務づければ、原発の運転を行う事業者に不可能を強いる結果となる」と述べました。そして、東京電力の対応について、「行政機関や専門家が明確に否定したり再考を促す意見が出たという事実もうかがえない」としました。

この認定は、巨大津波の可能性に関する情報に接したのが2008年以降という認定を前提に、結果を回避する可能性の証明がなかったと評価したものですが、運転停止という選択肢について、「停止の負担、難しさ」を強調する判断は、最も重視される価値が地域住民の生命、健康であるという事実を軽視するものとして批判されなければなりません。

今回の刑事裁判は、双葉病院と老人介護施設「ドーヴィル双葉」の患者らが、福島原発事故後に44人が死亡し、13人がけがを負ったことについて、3氏に刑事責任を問えるのが争われたものであり、3氏が津波を予測しえたにもかかわらず対策をとることを怠ったと評価できるかが争点でした。

判決は、3氏の刑事責任について否定するものとなり、不当判決との評価を避けられませんが、この判決によって、組織体としての東京電力の福島原発事故に対する責任が免責されるものではありません。東京電力が無罪となったわけではないのです。また、原子力政策が

国策として推進され、国は規制権限を有していたことから、国に福島原発事故に対する責任があることも明白です。今日の判決は、「疑わしきは被告人の利益に」の原則の下、刑事責任の判断が極めて厳格になされる刑事裁判での判決であり、この判決によって、東京電力や国の民事上の責任が免責されたわけではありません。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟など各地では民事裁判も進行しています。それらの裁判では、東京電力の責任はもちろん、国の責任も問われており、すでに6件の判決で国に責任があるとの判決が出ています。今日の判決によって、これらの判決の価値や到達は、全く影響を受けることはありません。

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟は、第一陣・第二陣あわせて約4500人の原告団で、国と東京電力の責任を追及しており、第一陣は仙台高裁で、第二陣は福島地裁でそれぞれ審理が続いています。

私たちは、今回の東京電力旧役員の刑事責任の追及を求めた1万5000人にもものぼる市民のみなさんの想いに連帯しつつ、引き続き、国と東京電力の責任を追及し、原状回復、被害の救済、脱原発を求めて全力を尽くします。

2019年9月19日

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告団
「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟弁護団